

| | | |
|---|----------------|----------------------------------|
|  | <h1>鳥取県公報</h1> | 平成 27 年 3 月 27 日 (金) 号外第 35 号 |
| | | 毎週火・金曜日発行 |

目 次

| | |
|---------------|---|
| ◇ 規 則 | 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (22) (人事企画課) 3 |
| | 職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (23) (〃) 7 |
| | 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (24) (業務効率推進課) 9 |
| | 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (25) (〃) 20 |
| ◇ 訓 令 | 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令 (1) (人事企画課) 22 |
| ◇ 企業局管 理規程 | 企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (1) (経営企画課) 26 |

==== 公布された規則のあらまし ====

◇現業職員の給与に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

現業職員の給料について、給与条例の適用を受ける職員に準じて改める。

2 規則の概要

- (1) 給料表の給料月額を改める。
- (2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。
- (3) 所要の経過措置を講ずる。

◇職員の職の設置に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

職員の職に、学芸員補を加える。

2 規則の概要

- (1) 職員の職に、学芸員補を加える。
- (2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

全国障がい者芸術・文化祭を所掌する組織を廃止する等、県の行政組織を改める。

2 規則の概要

- (1) 全国障がい者芸術・文化祭実施本部及び全国障がい者芸術・文化祭課を廃止する。
- (2) 保育専門学院を廃止する。
- (3) 内部組織、所掌事務、職制、附属機関等について所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

◇鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県行政手続条例の一部改正等に伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県行政手続条例に規定する知事の権限に属する事務について定めた規定中引用する同条例の条項を改める。
- (2) 県の行政組織の見直しに伴う所要の規定の整備を行う。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第22号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

| 職員の区分 | 職務の級 号給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 |
|----------------|------------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用職員 以外の職員 | | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 137,600 | 187,700 | 223,900 |
| | 2 | 138,700 | 189,500 | 225,500 |
| | 3 | 139,900 | 191,300 | 227,100 |
| | 4 | 141,000 | 193,100 | 228,700 |
| | 5 | 142,100 | 194,700 | 230,300 |
| | 6 | 143,200 | 196,500 | 232,000 |
| | 7 | 144,300 | 198,300 | 233,600 |
| | 8 | 145,400 | 200,100 | 235,200 |
| | 9 | 146,500 | 201,800 | 236,800 |
| | 10 | 147,900 | 203,600 | 238,400 |
| | 11 | 149,200 | 205,400 | 240,000 |
| | 12 | 150,500 | 207,200 | 241,600 |
| | 13 | 151,800 | 208,600 | 243,200 |
| | 14 | 153,300 | 210,400 | 244,700 |
| | 15 | 154,800 | 212,100 | 246,200 |
| | 16 | 156,400 | 213,900 | 247,700 |
| | 17 | 157,700 | 215,600 | 249,200 |
| | 18 | 159,200 | 217,300 | 251,100 |
| | 19 | 160,700 | 219,000 | 252,900 |
| | 20 | 162,200 | 220,600 | 254,700 |
| | 21 | 163,600 | 222,200 | 256,400 |
| | 22 | 166,300 | 223,900 | 258,300 |
| | 23 | 168,900 | 225,600 | 260,200 |
| | 24 | 171,500 | 227,200 | 261,900 |
| | 25 | 174,200 | 228,700 | 263,900 |
| | 26 | 175,900 | 230,300 | 265,800 |
| | 27 | 177,600 | 231,800 | 267,600 |
| | 28 | 179,300 | 233,200 | 269,500 |

| | | | |
|----|---------|---------|---------|
| 29 | 180,800 | 234,600 | 271,200 |
| 30 | 182,600 | 235,800 | 273,100 |
| 31 | 184,400 | 237,000 | 275,000 |
| 32 | 186,100 | 238,300 | 276,800 |
| 33 | 187,700 | 239,600 | 278,500 |
| 34 | 189,200 | 241,000 | 280,400 |
| 35 | 190,700 | 242,300 | 282,200 |
| 36 | 192,200 | 243,600 | 284,100 |
| 37 | 193,500 | 244,600 | 285,800 |
| 38 | 194,800 | 246,100 | 287,500 |
| 39 | 196,100 | 247,700 | 289,300 |
| 40 | 197,400 | 249,200 | 291,100 |
| 41 | 198,700 | 250,600 | 292,800 |
| 42 | 200,000 | 252,000 | 294,500 |
| 43 | 201,300 | 253,400 | 296,200 |
| 44 | 202,600 | 254,800 | 297,800 |
| 45 | 203,800 | 256,000 | 299,500 |
| 46 | 205,100 | 257,300 | 301,200 |
| 47 | 206,400 | 258,700 | 302,800 |
| 48 | 207,700 | 260,100 | 304,500 |
| 49 | 208,800 | 261,400 | 305,700 |
| 50 | 209,900 | 262,500 | 307,200 |
| 51 | 211,000 | 263,800 | 308,800 |
| 52 | 212,100 | 265,100 | 310,400 |
| 53 | 213,300 | 266,200 | 312,000 |
| 54 | 214,300 | 267,300 | 313,600 |
| 55 | 215,300 | 268,600 | 315,200 |
| 56 | 216,300 | 269,900 | 316,700 |
| 57 | 217,100 | 271,000 | 318,200 |
| 58 | 218,100 | 272,000 | 319,400 |
| 59 | 219,000 | 273,100 | 320,600 |
| 60 | 220,000 | 274,200 | 321,800 |
| 61 | 220,800 | 275,400 | 322,500 |
| 62 | 221,800 | 276,400 | 323,400 |
| 63 | 222,800 | 277,300 | 324,200 |
| 64 | 223,800 | 278,300 | 325,000 |
| 65 | 224,500 | 279,100 | 325,900 |
| 66 | 225,500 | 280,000 | 326,300 |
| 67 | 226,500 | 280,800 | 327,000 |
| 68 | 227,600 | 281,700 | 327,800 |
| 69 | 228,400 | 282,700 | 328,600 |
| 70 | 229,200 | 283,500 | 329,300 |
| 71 | 230,000 | 284,300 | 330,000 |
| 72 | 230,800 | 285,100 | 330,700 |
| 73 | 231,600 | 285,900 | 331,200 |

| | | | |
|-----|---------|---------|---------|
| 74 | 232,300 | 286,400 | 331,800 |
| 75 | 233,000 | 286,800 | 332,300 |
| 76 | 233,700 | 287,300 | 332,900 |
| 77 | 234,400 | 287,400 | 333,200 |
| 78 | 235,200 | 287,800 | 333,700 |
| 79 | 236,000 | 288,000 | 334,100 |
| 80 | 236,800 | 288,400 | 334,600 |
| 81 | 237,500 | 288,600 | 335,000 |
| 82 | 238,200 | 288,800 | 335,500 |
| 83 | 238,900 | 289,200 | 336,000 |
| 84 | 239,600 | 289,500 | 336,500 |
| 85 | 240,300 | 289,800 | 336,800 |
| 86 | 241,000 | 290,100 | 337,200 |
| 87 | 241,700 | 290,400 | 337,700 |
| 88 | 242,400 | 290,800 | 338,100 |
| 89 | 243,100 | 291,100 | 338,400 |
| 90 | 243,600 | 291,500 | 338,800 |
| 91 | 244,100 | 291,800 | 339,300 |
| 92 | 244,600 | 292,200 | 339,700 |
| 93 | 244,900 | 292,300 | 339,900 |
| 94 | | 292,500 | 340,300 |
| 95 | | 292,900 | 340,800 |
| 96 | | 293,300 | 341,200 |
| 97 | | 293,500 | 341,300 |
| 98 | | 293,800 | 341,800 |
| 99 | | 294,200 | 342,200 |
| 100 | | 294,600 | 342,500 |
| 101 | | 294,800 | 342,800 |
| 102 | | 295,100 | 343,200 |
| 103 | | 295,500 | 343,600 |
| 104 | | 295,800 | 344,000 |
| 105 | | 296,000 | 344,500 |
| 106 | | 296,300 | 344,900 |
| 107 | | 296,700 | 345,300 |
| 108 | | 297,000 | 345,700 |
| 109 | | 297,200 | 346,200 |
| 110 | | 297,600 | 346,600 |
| 111 | | 298,000 | 346,900 |
| 112 | | 298,300 | 347,200 |
| 113 | | 298,400 | 347,700 |
| 114 | | 298,700 | 348,100 |
| 115 | | 299,000 | 348,500 |
| 116 | | 299,400 | 348,800 |
| 117 | | 299,600 | 349,200 |
| 118 | | 299,800 | |

| | | | |
|-------|-----|---------|---------|
| | 119 | | 300,100 |
| | 120 | | 300,400 |
| | 121 | | 300,800 |
| | 122 | | 301,000 |
| | 123 | | 301,300 |
| | 124 | | 301,600 |
| | 125 | | 301,900 |
| 再任用職員 | | 185,400 | 212,900 |

備考 この表に定める給料月額に1,000分の979を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（施行日前の異動者の号給の調整）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずるものとして知事が定める職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、知事の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

3 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（施行日の前日において現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成24年鳥取県規則第14号）附則第2項の規定の適用を受けていた職員にあっては、平成28年4月1日以後は、同項の規定の適用がなかったとした場合に施行日の前日において受ける給料月額）に達しないこととなるもの（知事が定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、知事の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第23号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>別表（第2条関係）</p> <p>統轄監、部長、局長、所長、理事監、東部振興監、会計管理者、次長、参事監、筆頭総室長、総室長、本部長、原子力安全対策監、スポーツ振興監、官房長、通商物流戦略監、農業振興戦略監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、危機管理専門官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、船長、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員、<u>学芸員補</u>、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関</p> | <p>別表（第2条関係）</p> <p>統轄監、部長、局長、所長、理事監、東部振興監、会計管理者、次長、参事監、筆頭総室長、総室長、本部長、原子力安全対策監、スポーツ振興監、官房長、通商物流戦略監、農業振興戦略監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、危機管理専門官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、船長、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関</p> |

士、航海士、専門員、総括専門員、場長、上席研究員、分場長、試験地長、サブチーム長、主任研究員、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

士、専門員、総括専門員、場長、上席研究員、分場長、試験地長、サブチーム長、主任研究員、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第24号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|-------|----------------|---|--|---|---|--|-------|---|---|--|
| <p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 地方機関</p> <p>第1節～第5節 略</p> <p>第6節 福祉保健部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第8款 略</p> <p>第9款 福祉人材研修センター（<u>第63条—第67条</u>）</p> <p><u>第10款</u> 略</p> <p><u>第11款</u> 略</p> <p><u>第12款</u> 略</p> <p><u>第13款</u> 略</p> <p><u>第14款</u> 略</p> <p><u>第15款</u> 略</p> <p><u>第16款</u> 略</p> <p><u>第17款</u> 略</p> <p><u>第18款</u> 略</p> <p>第7節～第13節 略</p> <p>第4章・第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（部局及び部内局の名称等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">福祉保健部</td> <td>子育て王国推進局 健康医療局</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>（課及び総室内室並びに課内室等の設置）</p> | 略 | | 福祉保健部 | 子育て王国推進局 健康医療局 | 略 | | <p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 地方機関</p> <p>第1節～第5節 略</p> <p>第6節 福祉保健部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第8款 略</p> <p>第9款 福祉人材研修センター（<u>第63条・第64条</u>）</p> <p><u>第10款</u> <u>保育専門学院（第65条—第67条）</u></p> <p><u>第11款</u> 略</p> <p><u>第12款</u> 略</p> <p><u>第13款</u> 略</p> <p><u>第14款</u> 略</p> <p><u>第15款</u> 略</p> <p><u>第16款</u> 略</p> <p><u>第17款</u> 略</p> <p><u>第18款</u> 略</p> <p><u>第19款</u> 略</p> <p>第7節～第13節 略</p> <p>第4章・第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（部局及び部内局の名称等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">福祉保健部</td> <td><u>全国障がい者芸術・文化祭実施本部</u> 子育て王国推進局 健康医療局</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>（課及び総室内室並びに課内室等の設置）</p> | 略 | | 福祉保健部 | <u>全国障がい者芸術・文化祭実施本部</u> 子育て王国推進局 健康医療局 | 略 | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉保健部 | 子育て王国推進局 健康医療局 | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉保健部 | <u>全国障がい者芸術・文化祭実施本部</u> 子育て王国推進局 健康医療局 | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | |

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。

| 部局 | 部内局 | 課及び総室内室 | 課内室等 | |
|-------|-----|---------|-------------|---|
| 略 | | | | |
| 福祉保健部 | 略 | 略 | 地域支え愛推進室 | |
| | | 長寿社会課 | | |
| 略 | | | | |
| 生活環境部 | 略 | 環境立県推進課 | 次世代エネルギー推進室 | |
| | | 略 | | |
| 略 | | | | |
| 商工労働部 | 略 | 略 | | |
| | | 経済産業総室 | | 略 |
| | | 企業支援室 | | |
| | | 略 | | |
| 略 | | | | |

(地域振興部各課の所掌事務)

第8条 地域振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興課～交通政策課 略

教育・学術振興課

(1)～(3) 略

(4) 公立大学法人公立鳥取環境大学に関すること。

統計課～東部振興監東部振興課 略

(文化観光スポーツ局各課の所掌事務)

第8条の2 文化観光スポーツ局各課及びまんが王国官房の所掌事務は、次のとおりとする。

文化政策課・交流推進課 略

観光戦略課

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。

| 部局 | 部内局 | 課及び総室内室 | 課内室等 | |
|------------------|-----|---------------|-------------|---|
| 略 | | | | |
| 福祉保健部 | 略 | 略 | 地域支え愛推進室 | |
| | | 長寿社会課 | | |
| 全国障がい者芸術・文化祭実施本部 | 略 | 全国障がい者芸術・文化祭課 | | |
| | | 略 | | |
| 生活環境部 | 略 | 環境立県推進課 | エネルギーシフト戦略室 | |
| | | 略 | | |
| 略 | | | | |
| 商工労働部 | 略 | 略 | | |
| | | 経済産業総室 | | 略 |
| | | 経営支援室 | | |
| | | 略 | | |
| 略 | | | | |

(地域振興部各課の所掌事務)

第8条 地域振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興課～交通政策課 略

教育・学術振興課

(1)～(3) 略

(4) 公立大学法人鳥取環境大学に関すること。

統計課～東部振興監東部振興課 略

(文化観光スポーツ局各課の所掌事務)

第8条の2 文化観光スポーツ局各課及びまんが王国官房の所掌事務は、次のとおりとする。

文化政策課・交流推進課 略

観光戦略課

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

スポーツ課・まんが王国官房 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課

(1)～(7) 略

(8) 生活保護及び生活困窮者の自立支援に関する
こと。

(9)～(23) 略

障がい福祉課・長寿社会課 略

子育て王国推進局子育て応援課

(1)～(3) 略

(4) 鳥取砂丘こどもの国に関する
こと。

(5)～(9) 略

子育て王国推進局青少年・家庭課～健康医療局医
療指導課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課～循環型社会推進課 略

緑豊かな自然課

(1)～(5) 略

(6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に
関すること。

(7)～(9) 略

砂丘事務所～くらしの安心局住まいまちづくり課
略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

商工政策課 略

立地戦略課

(1)～(3) 略

(1)～(3) 略

(4) 民工芸の振興に関する
こと。

(5) 略

(6) 略

スポーツ課・まんが王国官房 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課

(1)～(7) 略

(8) 生活保護に関する
こと。

(9)～(23) 略

障がい福祉課・長寿社会課 略

全国障がい者芸術・文化祭実施本部全国障がい者
芸術・文化祭課

全国障がい者芸術・文化祭に関する
こと。

子育て王国推進局子育て応援課

(1)～(3) 略

(4) 保育専門学院及び鳥取砂丘こどもの国に
関すること。

(5)～(9) 略

子育て王国推進局青少年・家庭課～健康医療局医
療指導課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課～循環型社会推進課 略

緑豊かな自然課

(1)～(5) 略

(6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に
関すること。

(7)～(9) 略

砂丘事務所～くらしの安心局住まいまちづくり課
略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

商工政策課 略

立地戦略課

(1)～(3) 略

(4) 環境産業の振興に関する
こと。

| | |
|---|--|
| <p>経済産業総室 (1)～(13) 略 <u>(14) 環境産業の振興に関すること。</u> (15) 略 (16) 略 (17) 略 雇用人材総室 略</p> <p>(農林水産部各課の所掌事務) 第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。 農林水産総務課～森林・林業振興局県産材・林産振興課 略 森林・林業振興局森林づくり推進課 (1)～(8) 略 (9) <u>森林保険に関すること。</u> (10)～(13) 略 水産振興局水産課 略</p> <p>(市場開拓局各課の所掌事務) 第13条 市場開拓局各課の所掌事務は、次のとおりとする。 市場開拓局販路拡大・輸出促進課 (1)～(4) 略 (5) <u>伝統産業及び民工芸の振興に関すること。</u> (6) 略 市場開拓局食のみやこ推進課 略</p> <p>(職制及び職務) 第16条 略 2～7 略 8 次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職員を置くことができる。 (1) 略 (2) 文化観光スポーツ局まんが王国官房長 副官房長及び課長補佐 (課長補佐に<u>相当するもの</u>を含む。以下同じ。) (3) 略 9～12 略 13 略 14 略</p> | <p>経済産業総室 (1)～(13) 略</p> <p>(14) 略 (15) 略 (16) 略 雇用人材総室 略</p> <p>(農林水産部各課の所掌事務) 第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。 農林水産総務課～森林・林業振興局県産材・林産振興課 略 森林・林業振興局森林づくり推進課 (1)～(8) 略 (9) <u>森林国営保険に関すること。</u> (10)～(13) 略 水産振興局水産課 略</p> <p>(市場開拓局各課の所掌事務) 第13条 市場開拓局各課の所掌事務は、次のとおりとする。 市場開拓局販路拡大・輸出促進課 (1)～(4) 略 (5) 伝統産業の振興に関すること。 (6) 略 市場開拓局食のみやこ推進課 略</p> <p>(職制及び職務) 第16条 略 2～7 略 8 次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職員を置くことができる。 (1) 略 (2) 文化観光スポーツ局まんが王国官房長 副官房長及び課長補佐 (課長補佐に<u>担当するもの</u>を含む。以下同じ。) (3) 略 9～12 略 <u>13 民工芸振興官を文化観光スポーツ局に置き、民工芸振興施策の総合調整に関する事務をつかさどる。</u> 14 略 15 略</p> |
|---|--|

15 民工芸振興官を商工労働部及び農林水産部に置き、民工芸振興施策の総合調整に関する事務をつかさどる。

(福祉保健局各課の所掌事務)

第22条の3 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健局福祉企画課 略

福祉保健局福祉支援課

(1) 略

(2) 生活保護及び生活困窮者の自立支援に係る連絡調整に関すること。

(3) 略

(4) ひとり親及び寡婦の福祉に関すること。

(5) 略

福祉保健局障がい者支援課・福祉保健局健康支援課 略

(生活環境局各課の所掌事務)

第22条の4 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

生活環境局環境・循環推進課 略

生活環境局生活安全課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1)～(9) 略

(10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること。

(11)～(13) 略

生活環境局建築住宅課 略

(農林局各課の所掌事務)

第22条の5 中部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農業振興課～農林局地域整備課 略

農林局林業振興課

(1)～(21) 略

(22) 森林保険に関すること。

(23)・(24) 略

第22条の6 西部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農林業振興課

米子市、境港市及び西伯郡の区域における次に掲げる事務（第6号及び第9号に掲げる事務にあって

(福祉保健局各課の所掌事務)

第22条の3 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健局福祉企画課 略

福祉保健局福祉支援課

(1) 略

(2) 生活保護に係る連絡調整に関すること。

(3) 略

(4) 母子及び寡婦の福祉に関すること。

(5) 略

福祉保健局障がい者支援課・福祉保健局健康支援課 略

(生活環境局各課の所掌事務)

第22条の4 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

生活環境局環境・循環推進課 略

生活環境局生活安全課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1)～(9) 略

(10) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。

(11)～(13) 略

生活環境局建築住宅課 略

(農林局各課の所掌事務)

第22条の5 中部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農業振興課～農林局地域整備課 略

農林局林業振興課

(1)～(21) 略

(22) 森林国営保険に関すること。

(23)・(24) 略

第22条の6 西部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりである。

農林局農林業振興課

米子市、境港市及び西伯郡の区域における次に掲げる事務（第6号及び第9号に掲げる事務にあって

は、日野郡の区域に係るものを含む。)

(1)～(33) 略

(34) 森林保険に関すること。

(35)～(37) 略

農林局西部農業改良普及所～農林局中海干拓営農センター 略

(日野振興センター日野振興局各課の所掌事務)

第22条の8 日野振興センター日野振興局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野振興局地域振興課 略

日野振興センター日野振興局農林業振興課

日野郡の区域における次に掲げる事務(第22号、第23号及び第34号に掲げる事務にあつては、米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るものを含む。)

(1)～(32) 略

(33) 森林保険に関すること。

(34)～(36) 略

日野振興センター日野振興局日野農業改良普及所 略

(所掌事務)

第48条の7 産業体育館は、集会、展示会、スポーツ等の用に供し、もって産業とスポーツの振興を図るための事務を所掌する。

(内部組織及び所掌事務)

第48条の9 略

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課

(1)～(10) 略

(11) ひとり親及び寡婦の福祉に関すること。

(12)～(14) 略

障がい者支援課・健康支援課 略

(内部組織及び所掌事務)

第50条 略

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課 略

福祉支援課

次に掲げる事務(西部福祉事務所にあつては、第4号に掲げる事務(母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け及び償還に係るものに限る。))で日野郡の区域内に係るものを含む。)

(1) 生活保護及び生活困窮者の自立支援に関する

は、日野郡の区域に係るものを含む。)

(1)～(33) 略

(34) 森林国営保険に関すること。

(35)～(37) 略

農林局西部農業改良普及所～農林局中海干拓営農センター 略

(日野振興センター日野振興局各課の所掌事務)

第22条の8 日野振興センター日野振興局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野振興局地域振興課 略

日野振興センター日野振興局農林業振興課

日野郡の区域における次に掲げる事務(第22号、第23号及び第34号に掲げる事務にあつては、米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るものを含む。)

(1)～(32) 略

(33) 森林国営保険に関すること。

(34)～(36) 略

日野振興センター日野振興局日野農業改良普及所 略

(所掌事務)

第48条の7 産業体育館は、集会、展示会、スポーツ等の用に供し、もって産業とスポーツの振興を図るための事務を所掌する。

(内部組織及び所掌事務)

第48条の9 略

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課

(1)～(10) 略

(11) 母子及び寡婦の福祉に関すること。

(12)～(14) 略

障がい者支援課・健康支援課 略

(内部組織及び所掌事務)

第50条 略

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課 略

福祉支援課

次に掲げる事務(西部福祉事務所にあつては、第4号に掲げる事務(母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け及び償還に係るものに限る。))で日野郡の区域内に係るものを含む。)

(1) 生活保護に関すること。

こと。

(2)・(3) 略

(4) ひとり親及び寡婦の福祉に関すること。

(5)～(7) 略

障がい者支援課 略

(2)・(3) 略

(4) 母子及び寡婦の福祉に関すること。

(5)～(7) 略

障がい者支援課 略

第10款 保育専門学院

(名称及び位置)

第65条 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第16号）第2条の規定により設置された保育専門学院の名称及び位置は、次のとおりである。

| 名 称 | 位 置 |
|------------|-----|
| 鳥取県立保育専門学院 | 倉吉市 |

(所掌事務)

第66条 保育専門学院は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設において児童の保育に従事する者を養成するための事務を所掌する。

(内部組織)

第67条 保育専門学院に教務課を置く。

第65条から第67条まで 削除

第10款 鳥取砂丘こどもの国

第11款 福祉相談センター

第12款 児童相談所

(所掌事務)

第74条 児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の規定による主として児童の福祉についての相談、調査、判定及び指導並びに児童の一時保護に関する事務を所掌する。

2 略

第13款 婦人相談所

(所掌事務)

第77条 婦人相談所は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条

第11款 鳥取砂丘こどもの国

第12款 福祉相談センター

第13款 児童相談所

(所掌事務)

第74条 児童相談所は、児童福祉法第12条の規定による主として児童の福祉についての相談、調査、判定及び指導並びに児童の一時保護に関する事務を所掌する。

2 略

第14款 婦人相談所

(所掌事務)

第77条 婦人相談所は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条

第3項各号に掲げる要保護女子の保護更生に関する事務

(2) 略

第14款 児童自立支援施設

第15款 障害児入所施設及び児童発達支援センター

第16款 看護師等養成施設

第17款 歯科衛生専門学校

第18款 精神保健福祉センター

(所掌事務)

第93条 精神保健福祉センターは、県民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

(1)～(5) 略

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項の規定により、市町村が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第26条第1項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

(8)・(9) 略

(内部組織及び所掌事務)

第96条 略

2 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。

環境・循環推進課 略

生活安全課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1)～(9) 略

(10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること。

(11)～(12) 略

建築住宅課 略

(内部組織及び所掌事務)

第108条 略

第2項各号に掲げる要保護女子の保護更生に関する事務

(2) 略

第15款 児童自立支援施設

第16款 障害児入所施設及び児童発達支援センター

第17款 看護師等養成施設

第18款 歯科衛生専門学校

第19款 精神保健福祉センター

(所掌事務)

第93条 精神保健福祉センターは、県民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

(1)～(5) 略

(6) 障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項の規定により、市町村が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。

(7) 障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第26条第1項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

(8)・(9) 略

(内部組織及び所掌事務)

第96条 略

2 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。

環境・循環推進課 略

生活安全課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1)～(9) 略

(10) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。

(11)～(12) 略

建築住宅課 略

(内部組織及び所掌事務)

第108条 略

- 2 略
- 3 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。
 農業振興課～地域整備課 略
 八頭事務所農林業振興課
 八頭郡の区域における次に掲げる事務（第12号から第35号までに掲げる事務にあつては、鳥取市及び岩美郡の区域内に係るものを含む。）
 (1)～(32) 略
 (33) 森林保険に関すること。
 (34)～(37) 略
 八頭事務所八頭農業改良普及所 略

(設置)

第130条の2 略

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

| 附属機関 | 庶務担当機関 |
|-----------------------------|---------|
| 鳥取県総合教育会議 | 企画課 |
| 略 | |
| 略 | 危機管理政策課 |
| 略 | |
| 鳥取県地震防災調査研究委員会 | |
| 略 | |
| 略 | 文化政策課 |
| 鳥取県文化芸術振興審議会 | |
| 略 | |
| 略 | 障がい福祉課 |
| 鳥取県障害者介護給付費等不服審査会 | |
| 鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会 | |
| 略 | |
| 略 | 長寿社会課 |
| 略 | |
| 鳥取県 ^{かくたん} 喀痰吸引等研修 | |

- 2 略
- 3 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。
 農業振興課～地域整備課 略
 八頭事務所農林業振興課
 八頭郡の区域における次に掲げる事務（第12号から第35号までに掲げる事務にあつては、鳥取市及び岩美郡の区域内に係るものを含む。）
 (1)～(32) 略
 (33) 森林国営保険に関すること。
 (34)～(37) 略
 八頭事務所八頭農業改良普及所 略

(設置)

第130条2 略

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

| 附属機関 | 庶務担当機関 |
|-------------------------------|---------|
| 鳥取県教育協働会議 | 企画課 |
| 略 | |
| 略 | 危機管理政策課 |
| 略 | |
| 鳥取県地震防災調査研究委員会 | |
| 鳥取県津波対策検討委員会 | |
| 略 | 文化政策課 |
| 鳥取県文化芸術振興審議会 | |
| 鳥取県アーティスト・リゾート・イン・トットリ事業評価委員会 | |
| 略 | 障がい福祉課 |
| 鳥取県障害者介護給付費等不服審査会 | |
| 略 | |
| 略 | |
| 略 | 長寿社会課 |
| 略 | |
| 鳥取県 ^{かくたん} 喀痰吸引等研修 | |

| | |
|--------------------------|------------------|
| 実施委員会 | |
| 略 | |
| 略 | |
| 鳥取県発達障がい者支援体制整備検討委員会 | 子育て王国推進局子ども発達支援課 |
| 略 | |
| 略 | 商工政策課 |
| 鳥取県雇用創造1万人推進会議 | |
| 略 | 経済産業総室 |
| 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 | |
| 鳥取県オープンデータ・ビッグデータ活用検討会 | |
| 鳥取県グリーン商品認定審査会 | |
| 略 | |
| 鳥取県経営革新大賞表彰審査委員会 | |
| 鳥取県次世代環境産業創出プロジェクト検討委員会 | |
| 略 | |
| 略 | |

| | |
|--------------------------|------------------|
| 実施委員会 | |
| 鳥取県「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム | |
| 略 | |
| 略 | |
| 鳥取県障害児通所給付費等不服審査会 | 子育て王国推進局子ども発達支援課 |
| 鳥取県子どもの心の診療ネットワーク会議 | |
| 鳥取県重症心身障がい児・者関係医療機関会議 | |
| 鳥取県発達障がい者支援体制整備検討委員会 | |
| 鳥取県ペアレントメンター運営委員会 | |
| 略 | |
| 略 | 商工政策課 |
| 鳥取県雇用創造1万人推進会議 | |
| 鳥取県グリーン商品認定審査会 | 立地戦略課 |
| 鳥取県次世代環境産業創出プロジェクト検討委員会 | |
| 略 | 経済産業総室 |
| 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 | |
| 鳥取県医工連携推進プロジェクト推進委員会 | |
| 鳥取県オープンデータ・ビッグデータ活用検討会 | |
| 略 | |
| 鳥取県経営革新大賞表彰審査委員会 | |
| 略 | |
| 略 | |

| | | | |
|-------------------------------|------------------|-------------------------------|------------------|
| 鳥取県農業共済保険審査会 | 農林水産総務課 | 鳥取県農業共済保険審査会 | 農林水産総務課 |
| 略 | | 鳥取県優秀経営農林水産業者等被表彰者審査会 | |
| 略 | 農業振興戦略監とっとり農業戦略課 | 略 | 農業振興戦略監とっとり農業戦略課 |
| 鳥取県農林水産部試験研究機関の試験研究に係る外部評価委員会 | | 鳥取県農林水産部試験研究機関の試験研究に係る外部評価委員会 | |
| 鳥取県優秀経営農林水産業者等被表彰者審査会 | | | |
| 略 | | 略 | |
| 食のみやこ鳥取県推進協議会 | 市場開拓局食のみやこ推進課 | とっとり県産品利用促進協議会 | 市場開拓局食のみやこ推進課 |
| | | 鳥取県「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール審査会 | |
| | | 鳥取県ふるさと認証食品協議会 | |
| 略 | 県土総務課 | 略 | 県土総務課 |
| 鳥取県建設工事紛争審査会 | | 鳥取県建設工事紛争審査会 | |
| 鳥取県土地収用事業認定審議会 | | | |
| 鳥取県コンクリート耐久性等の品質向上検討委員会 | 技術企画課 | 鳥取県土地収用事業認定審議会 | 技術企画課 |
| | | 鳥取沿岸の砂浜海岸復元・港内堆砂抑制に向けた技術検討委員会 | |
| | | 鳥取県コンクリート耐久性等の品質向上検討委員会 | |
| 略 | | 略 | |
| 略 | | 略 | |
| 2 略 | | 2 略 | |

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第25号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成 8 年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | | | | | | | 改 正 前 | | | | | | | | | | | |
|--|-----|-------------------|---------|----|--------|--------|-------------|----|----|--|-----|-------------------|----|---------|----|----|--------|-------------|--|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 課内室長 組織規則第6条の表の第4欄に掲げるシステム刷新室、給与室、観光誘客室、山陰海岸世界ジオパーク推進室、法人施設指導室、社会参加推進室、地域支え愛推進室、がん・生活習慣病対策室、感染症・新型インフルエンザ対策室、医療人材確保室、<u>次世代エネルギー推進室</u>、水環境保全室、景観・建築指導室、試験場総務室、農村整備室、研究・普及推進室、水産振興室、用地室、都市計画室及び高速道路推進室の長をいう。</p> <p>(14)～(20) 略</p> | | | | | | | | | | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 課内室長 組織規則第6条の表の第4欄に掲げるシステム刷新室、給与室、観光誘客室、山陰海岸世界ジオパーク推進室、法人施設指導室、社会参加推進室、地域支え愛推進室、がん・生活習慣病対策室、感染症・新型インフルエンザ対策室、医療人材確保室、<u>エネルギーシフト戦略室</u>、水環境保全室、景観・建築指導室、試験場総務室、農村整備室、研究・普及推進室、水産振興室、用地室、都市計画室及び高速道路推進室の長をいう。</p> <p>(14)～(20) 略</p> | | | | | | | | | | | |
| 別表(第3条、第4条、第6条、第11条関係) | | | | | | | | | | 別表(第3条、第4条、第6条、第11条関係) | | | | | | | | | | | |
| 一般の事務に係る事務処理権限 | | | | | | | | | | 一般の事務に係る事務処理権限 | | | | | | | | | | | |
| 事 項 | | 事 務 処 理 権 限 の 区 分 | | | | | | | | 事 項 | | 事 務 処 理 権 限 の 区 分 | | | | | | | | | |
| 種 類 | 内 容 | 知事 | 専 決 権 者 | | | | 委 任 決 裁 権 者 | | | | 種 類 | 内 容 | 知事 | 専 決 権 者 | | | | 委 任 決 裁 権 者 | | | |
| | | | 部長 | 課長 | 会計担当職員 | 地方機関の長 | 副知事 | 部長 | 局長 | 課長 | | | | 地方機関の長 | 部長 | 課長 | 地方機関の長 | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | 略 | | | | | | | | | | | |
| 四 指 導 監 査 に 関 する 事 務 | | | | | | | | | | 四 指 導 監 査 に 関 する 事 務 | | | | | | | | | | | |
| 略 | | 略 | | | | | | | | 略 | | 略 | | | | | | | | | |
| 8 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの | | | | | | | | | | 8 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの | | | | | | | | | | | |
| (一)～(七) 略 | | | | | | | | | | (一)～(七) 略 | | | | | | | | | | | |
| (八) 同条例第24条の3第3項の規定による事前協議に関する異議の申出の処理 | | ○ | | | | | | | | (八) 同条例第24条の3第2項の規定による事前協議の処理に関する異議の申出への対応 | | ○ | | | | | | | | | |
| (九) 同条例第35条の規定による複数の者を対象とする行政指図に共通してその | | | | | | | | | | (九) 同条例第35条の規定による複数の者に対する行政指図に共通してその内容 | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| <p>内容となる事項の設定</p> <p>(1) 重要なもの</p> <p>(2) 軽易なもの</p> <p>(十) 同条例第39条第5項の規定による書類提出についての異議の申出の処理</p> <p>(十一) 同条例第43条第5項の規定による県民からの依頼に応じないことについての異議の申出の処理</p> <p>略</p> <p>略</p> | <p>となる事項の設定</p> <p>(1) 部長に委任された事務に係るもの</p> <p>(2) 局長に委任された事務に係るもの</p> <p>(3) 課長に委任された事務に係るもの</p> <p>(4) 地方機関の長に委任された事務に係るもの</p> <p>(5) (1)から(4)まで掲げるもの以外のもの</p> <p>(十) 同条例第39条第4項の規定による書類提出についての異議の申出への対応</p> <p>(十一) 同条例第43条第4項の規定による県民からの依頼に応じないことについての異議の申出への対応</p> <p>略</p> <p>略</p> |
|--|--|

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第 1 号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|----------------|-------|----------------|---|----------------|-------|----------------|--|
| 別表第 1（第 3 条関係） | | | | 別表第 1（第 3 条関係） | | | |
| 兼務の対象となる職員 | | 兼務する所属部課所 | | 兼務の対象となる職員 | | 兼務する所属部課所 | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 総務部 | 略 | 債権管理の事務を担当する職員 | 総務部税務課、農林水産部経営支援課 | 総務部 | 略 | 債権管理の事務を担当する職員 | 総務部税務課、総務部行政改革局福利厚生課、農林水産部経営支援課、農林水産部森林・林業振興局林政企画課、県土整備部空港港湾課、中部総合事務所県土整備局 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 福祉保健部 | 福祉保健課 | 庶務を担当する職員 | 福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部長寿社会課、福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課、福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課、福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課、福祉保健部健康医療局健康政策課、福祉保健部健康医療局医療政策課、福祉保健部健康医療局医療指導課 | 福祉保健部 | 福祉保健課 | 庶務を担当する職員 | 福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部長寿社会課、 <u>全国障がい者芸術・文化祭実施本部全国障がい者芸術・文化祭課</u> 、福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課、福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課、福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課、福祉保健部健康医療局健康政策課、福祉保健部健康医療局医療政策課、福祉保健部健康医療局医療指導課 |
| 略 | | | | 略 | | | |

| 会計 略 | | 会計 略 | | | | | |
|---------|---------------|---------------------------------|---|---------|---------------|---------------------------------|---|
| 管理 者 | 庶務 集中 局 | 集中化業務 又は物品の 契約を担当 する職員 | 未来づくり推進局企画 課、未来づくり推進局広 報課、未来づくり推進局 県民課、未来づくり推進 局鳥取力創造課、危機管 理局危機管理政策課、危 機管理局危機対策・情報 課、危機管理局原子力安 全対策課、危機管理局消 防防災課、総務部総務 課、総務部財政課、総務 部政策法務課、総務部税 務課、総務部営繕課、総 務部行政監察・法人指導 課、総務部情報政策課、 総務部名古屋代表部、総 務部行財政改革局人事企 画課、総務部行財政改革 局業務効率推進課、総務 部行財政改革局財源確保 推進課、総務部行財政改 革局福利厚生課、総務部 人権局人権・同和対策 課、地域振興部地域振興 課、地域振興部とっとり 暮らし支援課、地域振興 部交通政策課、地域振興 部教育・学術振興課、地 域振興部統計課、地域振 興部男女共同参画推進 課、地域振興部東部振興 監東部振興課、文化観光 スポーツ局文化政策課、 文化観光スポーツ局交流 推進課、文化観光スポー ツ局観光戦略課、文化観 光スポーツ局スポーツ 課、文化観光スポーツ局 まんが王国官房、福祉保 健部福祉保健課、福祉保 健部障がい福祉課、福祉 保健部長寿社会課、福祉 保健部子育て王国推進局 子育て応援課、福祉保健 | 管理 者 | 庶務 集中 局 | 集中化業務 又は物品の 契約を担当 する職員 | 未来づくり推進局企画 課、未来づくり推進局広 報課、未来づくり推進局 県民課、未来づくり推進 局鳥取力創造課、危機管 理局危機管理政策課、危 機管理局危機対策・情報 課、危機管理局原子力安 全対策課、危機管理局消 防防災課、総務部総務 課、総務部財政課、総務 部政策法務課、総務部税 務課、総務部営繕課、総 務部行政監察・法人指導 課、総務部情報政策課、 総務部名古屋代表部、総 務部行財政改革局人事企 画課、総務部行財政改革 局業務効率推進課、総務 部行財政改革局財源確保 推進課、総務部行財政改 革局福利厚生課、総務部 人権局人権・同和対策 課、地域振興部地域振興 課、地域振興部とっとり 暮らし支援課、地域振興 部交通政策課、地域振興 部教育・学術振興課、地 域振興部統計課、地域振 興部男女共同参画推進 課、地域振興部東部振興 監東部振興課、文化観光 スポーツ局文化政策課、 文化観光スポーツ局交流 推進課、文化観光スポー ツ局観光戦略課、文化観 光スポーツ局スポーツ 課、文化観光スポーツ局 まんが王国官房、福祉保 健部福祉保健課、福祉保 健部障がい福祉課、福祉 保健部長寿社会課、福祉 保健部全国障がい者芸術 ・文化祭実施本部全国障 |

| | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|
| | | | <p>部子育て王国推進局青少年・家庭課、福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課、福祉保健部健康医療局健康政策課、福祉保健部健康医療局医療政策課、福祉保健部健康医療局医療指導課、生活環境部環境立県推進課、生活環境部水・大気環境課、生活環境部循環型社会推進課、生活環境部緑豊かな自然課、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課、生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、商工労働部商工政策課、商工労働部立地戦略課、商工労働部経済産業総室、商工労働部雇用人材総室、農林水産部農林水産総務課、農林水産部経営支援課、農林水産部農地・水保全課、農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課、農林水産部農業振興戦略監生産振興課、農林水産部農業振興戦略監畜産課、農林水産部試験場統括本部、農林水産部森林・林業振興局林政企画課、農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課、農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、農林水産部水産振興局水産課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局販路拡大・輸出促進課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課、県土整備部県土総務課、県土整備部技</p> | | | <p>がい者芸術・文化祭課、福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課、福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課、福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課、福祉保健部健康医療局健康政策課、福祉保健部健康医療局医療政策課、福祉保健部健康医療局医療指導課、生活環境部環境立県推進課、生活環境部水・大気環境課、生活環境部循環型社会推進課、生活環境部緑豊かな自然課、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課、生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、商工労働部商工政策課、商工労働部立地戦略課、商工労働部経済産業総室、商工労働部雇用人材総室、農林水産部農林水産総務課、農林水産部経営支援課、農林水産部農地・水保全課、農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課、農林水産部農業振興戦略監生産振興課、農林水産部試験場統括本部、農林水産部森林・林業振興局林政企画課、農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課、農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、農林水産部水産振興局水産課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局販路拡大・輸出促進課、商工労働部兼</p> |
|--|--|--|---|--|--|--|

| | | | | | | | |
|------------|------|-----------------------------------|---|------------|------|-----------------------------------|---|
| | | | 術企画課、県土整備部道路企画課、県土整備部道路建設課、県土整備部河川課、県土整備部治山砂防課、県土整備部空港港湾課、会計管理者会計局、労働委員会事務局 | | | | 農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課、県土整備部県土総務課、県土整備部技術企画課、県土整備部道路企画課、県土整備部道路建設課、県土整備部河川課、県土整備部治山砂防課、県土整備部空港港湾課、会計管理者会計局、労働委員会事務局 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 倉吉総合看護専門学校 | | 次長及び主事 | 中部療育園 | 倉吉総合看護専門学校 | | 次長及び主事 | 中部療育園、保育専門学校 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 鳥獣対策センター | 所長 | 地域振興部、農林水産部 | | 鳥獣対策センター | 所長 | 地域振興部 | |
| | 副所長 | 農林水産部農業振興戦略監生産振興課 | | | 副所長 | 農林水産部 | |
| | 係長 | 地域振興部東部振興監東部振興課、農林水産部農業振興戦略監生産振興課 | | | 課長補佐 | 農林水産部農業振興戦略監生産振興課 | |
| | 農林技師 | 東部農林事務所 | | | 係長 | 農林水産部農業振興戦略監生産振興課、地域振興部東部振興監東部振興課 | |
| 略 | | | | 略 | | | |

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

企業局管理規程

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第1号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条の2 <u>条例第12条の2第1号</u>の企業管理規程で定める職員は、別表第2の第1欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の第2欄に定める職（知事がこれに相当すると認める職を含む。）を占める職員とする。</p> <p><u>2</u> 条例第12条の2第1号の企業管理規程で定める日は、第13条の4第1号又は第2号に規定する日とする。</p> | <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条の2 条例第12条の2の企業管理規程で定める職員は、別表第2の第1欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の第2欄に定める職（知事がこれに相当すると認める職を含む。<u>以下この項において同じ。</u>）を占める職員とし、これらの職員に対する管理職員特別勤務手当の額は、同欄に掲げる職に応じ、それぞれ次の各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 局長（職務の級が9級の者に限る。）</u> <u>1万2,000円</u></p> <p><u>(2) 局長（前号に掲げる者を除く。）及び次長</u> <u>1万円</u></p> <p><u>(3) 課長及び所長 8,000円</u></p> <p><u>2 企業局特定任期付職員の管理職員特別勤務手当の額は、特定任期付職員の例による。</u></p> <p><u>3 条例第12条の2の企業管理規程で定める日は、第13条の4第1号又は第2号に規定する日とする。</u></p> |

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。